

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



交通事故を弁護士に依頼するメリット

当事務所では、注力分野の1つとして、交通事故の被害者側のサポートに取り組んでおります。弁護士の中にも、交通事故を得意とする弁護士と、そうではない弁護士とが存在します。今回のニュースレターでは、交通事故（人身事故）の被害者が、交通事故を得意とする弁護士に依頼するメリットをご紹介します。

1 事故直後・治療中の段階からのサポート

後遺障害等級の認定を見据えた治療・検査に関するアドバイス、保険会社への窓口対応・交渉など、事故直後・治療中の段階から弁護士のサポートが望まれる事項は多々あります。この点、弁護士によっては、後遺障害等級の認定を受けた段階や、保険会社からの賠償提示があった段階でしか、相談・依頼を受けてもらえないこともあります。しかし、交通事故を得意とする弁護士であれば、事故直後・治療中の段階から解決（損害賠償金の受領）に至るまで、ワンストップでサポートすることが可能です。

2 後遺障害等級の認定手続きのサポート

交通事故で負った怪我は、完治して症状が残らないケースもありますが、後遺障害（後遺症）が残ってしまうこともあります。後遺障害が残った場合には、自賠責保険の調査事務所に申請をして、1級から14級までの後遺障害等級の認定を受けることとなります。そして、後遺障害として認定されるかどうか、何級に該当すると認定されるかによって、受領できる損害賠償金の額が大きく左右されます。したがって、後遺障害等級の認定申請は、交通事故を得意とする弁護士の手で手続きを行うべきです。当事務所では、事故直後・治療中の段階からのサポート、後遺障害等級の認定手続きのサポートにも対応しておりますので、安心してご利用いただければと存じます。

3 適正な損害賠償金の獲得のサポート

保険会社は、被害者本人を相手とするときは、適正な金額よりも低額の賠償提示をしてくるのが常です。保険会社は、自社の利益を確保するために、被害者に対して支払う損害賠償金の額を低く抑えようとするのです。損害賠償金の算定基準は、自賠責保険の基準、任意保険の基準、裁判の基準の3つがあるのですが、保険会社は、これらの基準のうち、被害者にとって不利な基準を選択してきます。自賠責保険の基準が最も低額であり、任意保険の基準はそれに毛が生えた程度、適正な賠償基準である裁判の基準には遠く及ばないのが現実です。損害賠償金の請求に関する示談交渉・訴訟を弁護士に依頼することにより、裁判の基準をベースとする適正な損害賠償金を獲得することが期待できます。交通事故の被害についてお困りの方は、交通事故を得意とする当事務所に是非ご相談いただければと存じます。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス **八戸シティ法律事務所**

代表社員弁護士：木村哲也 受付時間：午前9時～午後5時

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階